

岡山県環境への負荷の低減に関する条例（抜粋）

平成十三年十二月二十一日

岡山県条例第七十六号

（自動車の駐車時における原動機の停止）

第九十三条 自動車を運転する者は、自動車の駐車（自動車が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（人の乗降のための停止を除く。）、又は自動車が停止し、かつ、当該自動車の運転をする者がその自動車を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。次条及び第九十五条において同じ。）をする場合には、当該自動車の原動機を停止しなければならない。ただし、緊急自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項に規定する緊急自動車をいう。）を現に緊急用務に使用している場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。

（駐車場管理者等の責務）

第九十四条 駐車のための施設を設置し、又は管理する者（次条において「駐車場管理者等」という。）は、当該施設を利用する者に対し、看板、放送、書面等により、自動車を駐車する場合において、当該自動車の原動機を停止すべきことを周知させるよう努めなければならない。

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則（抜粋）

平成十四年三月二十九日

岡山県規則第四十号

（原動機の停止の適用除外）

第五十四条 条例第九十三条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 緊急自動車を現に緊急用務に使用している場合
- 二 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十三条第一項各号に掲げる自動車を当該自動車の本来の用務に使用している場合（前号に掲げる場合を除く。）
- 三 自動車の原動機を貨物の冷蔵装置その他の附属装置（自動車の客室内の冷房又は暖房を行うための附属装置を除く。）の動力として最小限使用する場合
- 四 法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、原動機を停止することができない場合
- 五 前各号に掲げる場合のほか、原動機を停止することができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合